

職員の再就職規制に係る「再就職」の定義について（案）

職員の再就職の態様は様々であるが、例えば1日3時間程度のパートタイム労働や短期間のアルバイト雇用が職員基本条例の規制対象である「再就職」に該当するのかどうかといった問い合わせが多数寄せられていることから、原則として「常用的雇用関係」にあるかどうかを「再就職」の定義とする。

再就職の定義

1日もしくは1週間の労働時間又は1ヶ月の労働日数が正社員のおおむね3／4以上であり、かつ、2ヶ月以上雇用される見込みがあること。

ただし、上記定義では法人の非常勤役員や顧問等が規制対象から漏れてしまうことから、それらを包含する再就職の定義についても引き続き検討する。